

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 号
2 0 1 7 年 7 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「東海道新幹線沿線（愛知県一宮市）」で発生した通信ケーブル火災に関する申し入れ

7月9日、午前10時頃、東海道新幹線沿線（愛知県一宮市萩原町）の線路脇の通信ケーブルが燃えているのを、巡回中の係員が発見し、運転を一時見合わせる事態が発生した。マスコミによると、のぞみ103号が乗客を乗せたまま現場近くで緊急停止し、乗務員が車内の消化器で消化したとのことであるが、本来、線路設備等の消化は、消防士が行うことが適切である。また、通信ケーブルは乗務員と指令所との無線連絡に使用するための通信ケーブルであり、通常時・異常時等を問わず連絡体制には非常に重要な通信ケーブルであると考ええる。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 7月9日の「通信ケーブル火災」の詳細、原因を明らかにすること。
2. のぞみ103号の乗務員による消火活動の詳細を明らかにすること。
3. 沿線や線路設備等の火災の消火活動は、本来、所轄の消防士が行うことが適切である。乗務員に消火活動を命じた理由と責任者を明らかにすること。
4. 消火活動を行っている間の、当該の列車と乗客の安全確保はどのように実施したのか。明らかにすること。
5. 線路設備等の火災を発見した場合の消火活動マニュアル（巡回係員、乗務員）を明らかにすること。
6. 線路設備等に火災が発生した場合の運転取扱いを明らかにすること。
7. 平成30年3月に実施提案の「新幹線車内業務の見直し」では、車掌の乗り組み基準を3名体制から2名体制にしようとしている。新幹線の乗客・乗務員の安全を守るために「新幹線車内業務の見直し」を中止すること。

以上